

多摩地域に対する都政の取組に関する要望

平素から多摩地域の二十六市の行財政運営について、格別のご配慮を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、各市は住民に最も身近な地方政府として、高齢者や障害者等の福祉の推進、子育て環境の整備、保健医療の充実を図るとともに、都市基盤整備の促進、防災対策や治安対策、廃棄物処理を含む環境政策、地域の産業振興等、暮らしに直結する喫緊の課題に真摯に取り組んでおります。

こうした広範にわたる行政サービスを安定的に提供するため、これまでも積極的に行財政改革を進め、効果的・効率的な行政運営に努めてまいりましたが、行政に求められるニーズは複雑化・多様化を極め、行政需要は年々増加する一方となっております。

さらに、来年度は、国民健康保険制度の広域化、後期高齢者医療制度における保険料率の改定、介護保険制度の見直しと介護報酬改定が予定され、各市の財政負担はもとより、市民生活にも大きな影響が出るものと見込まれています。

他方、ふるさと納税制度の規模の拡大により、市民税への影響が年々深刻化するとともに、国において各自治体の基金残高の増加をもつて財政に余裕があるかのような議論がなされ、地方財政計画の歳出削減を図ろうとする動きがあるなど、各市の財政運営を取り巻く環境は、一層厳しさを増しております。

このような多摩地域の二十六市の置かれた状況を十分ご賢察のうえ、下記の要望について、特段のご配慮を賜りますよう、お願い申し上げます。

写

記

一 平成三十年予算編成について

多摩地域の振興をより実効性のあるものとするため、三十年予算編成にあたり、以下の項目について、積極的な施策の推進を図るとともに財政的な措置を講じるよう、強く要望する。

(一) 二〇二〇年の先を見据えた多摩の目指すべき地域像と施策の方向性を明示し、各市が地域の実情に即した取組を行えるよう、財政的な枠組みを積極的に創設されたい。

併せて、「東京都長期ビジョン」の実現に向けて、「都民ファーストでつくる「新しい東京」」二〇二〇年に向けた実行プラン」を始めとする関連する各種計画について、多摩地域と区部における行政サービス等の地域格差を是正する視点も踏まえ、各市の意見を十分に取り入れて着実に実施するとともに、予算の措置状況や事業の進捗状況を適時適切に情報提供されたい。

(二) 市町村総合交付金は、市町村の行政水準の向上と住民福祉の増進を図るために創設された交付金であり、市財政にとって重要な財政補完制度である。

長期安定的な財源の確保を図るため、交付金総額を増額するとともに、配分にあたっては、各市の自主性、特殊性を尊重し、個別事情がよりの確に反映できるように、十分協議されたい。

(三) 多摩地域の持続的発展のため、多摩南北主要五路線や多摩東西主要四路線等の幹線道路の早期整備を図るなど、広域的な道路ネットワークの整備を着実に推進されたい。また、JR及び私鉄各線の立体交差事業や複々線化等の促進、多摩都市モノレール延伸の早期実現など公共交通機関の充実強化に努め、都市基盤整備を積極的に推進されたい。

(四) 国における社会保障に関する制度改革の動向等により、各市では様々な福祉施策の実施が求められている。特に、来年度は、国民健康保険制度の広域化、後期高齢者医療制度における保険料率の改定、介護保険制度の見直しと介護報酬改定が予定されており、市の行財政運営に大きな影響を与えることが見込まれる。このため、制度の運営等に必要となる経費については、国の責任において安定的かつ恒久的な財源を確保するよう強く要請されたい。併せて、都における積極的な支援策を講じられたい。

(五) 子どもと子育て家庭を取り巻く環境が大きく変化する中で、各市が実施する各種施策に要する財政負担が増加しているため、各市が地域の実情に応じた子ども・子育て支援新制度に基づく事業を円滑に実施できるよう、財源の確保を国に働きかけられたい。また、認可保育所及び認証保育所に対する補助制度等の充実など、都の待機児童解消に向けた取組を一層強化されたい。

(六) 真の地方分権改革の実現に向け、国と地方の役割分担の明確化と確固たる税財源の移譲が実現するよう、引き続き各市と連携して、国に強く要請されたい。

(七) 地方創生の推進に向けては、多摩地域の実情に応じたきめ細かな施策を可能とするため、地方税財源の充実を図るとともに、交付金に関して柔軟な運用を図るよう、国に要請されたい。

(八) 大規模災害時における災害廃棄物については、市区町村の区域を越えた中

間処理、最終処分が想定されるため、災害時に備え、多摩地域の市として、広域的な中間処理及び最終処分の体制を早急に構築する必要がある。また、今後集中する廃棄物処理施設の更新時における安定した処理体制の確保も重要な課題である。

このため、多摩地域全体を包括的に捉えた広域処理体制やルールの構築、施設更新に伴う課題の検討について、財政支援及び技術支援を実施されたい。

二 防災事業の充実と財政措置について

(一) 発災時に地域の緊急避難所としての役割を担う小中学校については、改築や改修のほか、非構造部材の耐震化工事に対する補助制度の充実を図られたい。また、市町村役場の庁舎機能の確保のための建替え事業等に対する財政措置を講じられたい。

(二) 南関東地域の防災拠点である立川広域防災基地へのアクセス性を高めるため、多摩川対岸の中央高速自動車道、国道十六号並びに二十号線バイパス、甲州街道及び五日市街道へ通じる路線の整備を推進されたい。

(三) 全国各地で記録的豪雨が頻発し、河川の氾濫や土砂災害が多発していることから、住民の生命や財産、都市機能を守るため、都市型水害や土砂災害に対する施策の充実・強化を図られたい。また、大雪時における安全確保及び住民生活の早期回復が図られるよう支援対策を強化されたい。

三 「東京二〇二〇オリンピック・パラリンピック競技大会」開催を契機とした多摩地域の活性化について

東京二〇二〇オリンピック・パラリンピック競技大会等を契機として、市町村が地域の特性を活かし、多摩地域の交流人口の増加による地域活性化が図られるよう、産業振興、観光振興、文化振興、教育の充実など、地域の魅力発信に向けた横断的な取組の推進等を行うため、引き続き各種支援の充実を図られたい。

平成二十九年七月二十六日

東京都市長会会長

調布市長 長友 貴樹

東京都知事 小池 百合子 殿